

○農林水産省告示第千三百六号

農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十八条第一項の規定に基づき、株式会社農林漁業成長産業化支援機構事業再編等支援基準を次のとおり定めたので、同条第四項の規定に基づき、これを公表する。

平成二十九年八月一日

農林水産大臣 山本 有二

株式会社農林漁業成長産業化支援機構事業再編等支援基準

支援機構が事業再編等支援の対象となる認定事業再編等事業者又は事業再編等支援団体及び当該事業再編等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

1 支援の対象となる事業再編又は事業参入が満たすべき事項

支援機構及び支援機構が行う出資の対象となる事業再編等支援団体（以下「支援機構等」という。）は、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現を図り、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するため、次に掲げる全ての事項を満たす事業再編又は事業参入（以下「事業再編等

」という。)を支援するものとする。

(1) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現

認定事業再編計画に従って実施する事業再編又は認定事業参入計画に従って実施する事業参入であること。

(2) 認定事業再編等事業者が行う農業生産関連事業の成長性及び収益性

支援機構による支援を受けることで、生産性の向上等を通じて当該農業生産関連事業の成長発展が見込まれるとともに、当該事業再編等後の収益性が確保されることにより、支援決定から一定期間内に出資した資金が回収できる可能性が高いものであること。

(3) 民間事業者等からの資金供給

支援機構による支援と協調して、民間事業者等から出融資等により資金の供給が行われるものであること。

2 支援機構等が実施する支援の内容が満たすべき基準等

支援機構等は、事業再編等に対する支援の内容を決定するに当たって、次に掲げる事項を満たすものと

する。

(1) 支援機構等が実施する支援の内容が満たすべき基準

当該事業再編等について、出資後に事業の収益性の向上が図られるよう継続的な支援を行う観点から、5年から7年程度の期間にわたって出資と経営支援とを一体的に実施すること。

(2) 支援機構等が支援の内容を決定するに当たって構築すべき体制

① 出資及び経営支援の適正な実施

ア 農業生産関連事業、事業再編等又は金融に関する知識及び経験を有する者を確保するとともに、外部の専門的知見を活用するなど、支援を確実に実施できる体制を整備すること。

イ 事業年度ごとに進捗状況を適宜評価することにより、出資全体としての長期収益性の確保に努めること。

② 運用の透明性

事業再編等に対する支援を行うに当たっては、個人及び事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ、保有する情報の公開に努めること等により、運用の透明性を確保すること。

③ 関係施策等との連携

事業再編等に対する支援を行うに当たっては、農業の競争力の強化に関連する他の施策との連携を図るとともに、株式会社日本政策金融公庫との連携体制の整備を図り、定期的な情報交換や協調した出融資等の実施に努めるほか、その他の関係する金融機関との連携を図ること。

3 出資手法に関する事項

(1) 直接出資に関する事項

支援機構は、事業再編等に対し直接出資を行う場合には、次に掲げる全ての事項を満たすものとする。

① 民間事業者等からの出資が見込まれるものに対して支援を行うこと。

② 支援機構及び支援対象事業再編等支援団体並びにその他の官民ファンドが認定事業再編等事業者に対して有する議決権の合計を当該認定事業再編等事業者の総議決権の2分の1以下とすること。ただし、2分の1を超えることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。

(2) 間接出資に関する事項

支援機構が事業再編等に対し間接出資を行う場合における事業再編等支援団体の選定又は監督については、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（平成24年12月11日農林水産省告示第2556号）4（1）の規定を準用する。この場合において、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準4（1）①イ（イ）ただし書中「対象事業活動が次に掲げる全ての事項を満たす場合において当該対象事業活動を行う対象事業者に対する出資を行うとき又は対象事業者」とあるのは、「認定事業再編等事業者」と読み替えるものとする。

4 出資の回収等に関する事項

出資の回収等を行う場合において、支援機構及び支援対象事業再編等支援団体は、次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

（1）認定事業再編計画又は認定事業参入計画の確実な実施に配慮した議決権の行使

認定事業再編等事業者に対して有する議決権を行使するに当たっては、認定事業再編計画又は認定事業参入計画が確実に実施されることを旨とするとともに、事業の確実な実施を通じた投資収益の最大化についても配慮すること。

(2) 投資収益の最大化が確実に見込まれる出資回収

出資の回収に当たっては、経済情勢、認定事業再編等事業者の事業の状況その他の事情を考慮して、当該出資に係る株式又は持分について、認定事業再編等事業者その他の第三者に対し、株式公開、第三者への一括売却、自社株買い等の方法の中から、投資収益の最大化が確実に見込まれる方法を選択して譲渡すること。

(注) この支援基準における用語のうち、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）において定義が定められているものについては、その例による。